

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

目次（略）

第1章～第15章（略）

別記

1～10の5（略）

目次（略）

第1章～第15章（略）

別記

1～10の5（略）

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
～(略)～	～(略)～	～(略)～
アルテリア・ネットワークス株式会社	「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。		

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリ4、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るものに限り ます。) 第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限り ます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限り ます。) 第3種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ6に係るものに限り ます。)	IP通信網サービス契約約款

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
～(略)～	～(略)～	～(略)～
アルテリア・ネットワークス株式会社	「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。		

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリ4、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るものに限り ます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限り ます。)	IP通信網サービス契約約款
当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約(当社と個別に卸契約を締結しているものに限り ます。)	—

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
～（略）～	～（略）	～（略）～
アルテリア・ネットワークス株式会社	「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとします。		

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリ4、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るものに限り ます。) 第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限り ます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限り ます。) 第3種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ6に係るものに限り ます。)	IP通信網サービス契約約款

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを 含むものとします。	
--	--

10の6 IP通信網サービス契約

(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1ブ	IP通信網サービス契約約款

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約、着信用電話契約、支店代行電話契約又は接続電話契約	電話サービス契約約款
～（略）～	～（略）～	～（略）～
アルテリア・ネットワークス株式会社	「UCOM光電話」サービス利用規約	「UCOM光電話」サービス利用規約
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを 含むものとします。		

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1プラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリ4、カテゴリ6又はカテゴリ7に係るものに限り ます。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限り ます。)	IP通信網サービス契約約款

当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約（当社と個別に卸契約を締結しているものに限り ます。）	—
備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを 含むものとします。	

10の6 IP通信網サービス契約

(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ1ブ	IP通信網サービス契約約款

ラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限りませう。 <u>第1種ドットフォンサービスに係る契約</u> (タイプ1に係るものに限りませう。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限りませう。)	
COTOHA Call Centerサービスに係る契約	「COTOHA Call Centerサービス」契約約款
COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約	COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとしませう。

別記 11~13 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きませう。)

第1 基本料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 回線使用料 (基本料) (略)

2-2 付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

ラン1、タイプ2、タイプ3若しくはタイプ5、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限りませう。 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限りませう。)	
COTOHA Call Centerサービスに係る契約	「COTOHA Call Centerサービス」契約約款
COTOHA Voice DX Basicサービスに係る契約	COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款

当社のIP電話設備により提供される卸電気通信役務に係る契約 (当社と個別に卸契約を締結しているものに限りませう。)

備考 この表に規定する全ての契約の種類において、卸電気通信役務に係るものを含むものとしませう。

別記 11~13 (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きませう。)

第1 基本料金 (略)

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 回線使用料 (基本料) (略)

2-2 付加機能使用料

(1) (2)以外の付加機能に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

		臨時以外 のもの (月額)	臨時のも の (日額)			臨時以外 のもの (月額)	臨時のも の (日額)

地域指定着信課金機能	基本機能 (フリーダイヤル)	この機能を利用する利用回線、IP通信網サービス利用回線又は他社直収電話等利用回線（当社が別に定める電気通信番号を利用するものに限ります。以下「契約回線」といいます。）へ、あらかじめ契約者が指定する地域の利用回線等から着信課金番号（契約者の請求により、当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（当社が別に定める通話に伴って行われる通話に限ります。以下「フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をその契約回線の契約者（接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線へ行う通話であって、契約者があらかじめ指定した契約回線へ着信先が変更された通話に関する料金については、その接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線又は着信先の契約回線のうちあらかじめ契約者が指定した契約回線の契約者、広域迂回接続機能を利用している契約回線へ行う通話であって、契約者があらかじめ指定した契約回線へ着信先が変更された通話に関する料金については、その通話の着信があった契約回線の契約者とします。）とし、その契約者に課金する機能	基本額（1の着信課金番号により同時に接続できる通話の数1ごとに）	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)	地域指定着信課金機能	基本機能 (フリーダイヤル)	この機能を利用する利用回線、IP通信網サービス利用回線又は他社直収電話等利用回線（当社が別に定める電気通信番号を利用するものに限ります。以下「契約回線」といいます。）へ、あらかじめ契約者が指定する地域の利用回線等から着信課金番号（契約者の請求により、当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（当社が別に定める通話に伴って行われる通話に限ります。以下「フリーダイヤル通話」といいます。）に関する料金について、その支払いを要する者をその契約回線の契約者（接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線へ行う通話であって、契約者があらかじめ指定した契約回線へ着信先が変更された通話に関する料金については、その接続先変更機能（受付先変更）を利用している契約回線又は着信先の契約回線のうちあらかじめ契約者が指定した契約回線の契約者、広域迂回接続機能を利用している契約回線へ行う通話であって、契約者があらかじめ指定した契約回線へ着信先が変更された通話に関する料金については、その通話の着信があった契約回線の契約者とします。）とし、その契約者に課金する機能	基本額（1の着信課金番号により同時に接続できる通話の数1ごとに）	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)

		(注1) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信番号は、当社に係るものは電気通信番号規則別表第1号及び第6号に定める電気通信番号とし、他社直収電話等利用回線に係るものは電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号とします。 (注2) 当社が別に定める通話は、別記10の5の2(1)に定めるものに係る通話とします。					(注1) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信番号は、当社に係るものは電気通信番号規則別表第1号及び第6号に定める電気通信番号とし、他社直収電話等利用回線に係るものは電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号とします。 (注2) 当社が別に定める通話は、別記10の5の2(1)に定めるものに係る通話とします。						
追加機能	接続先変更機能 (時間外着信案内/受付先変更)	地域指定着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外のこの機能を利用する契約回線へのフリーダイヤル通話の発信者に対して、利用時間外である旨の案内または契約回線へのフリーダイヤル通話を、あらかじめ指定された他の地域指定着信課金機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額(1 接続先ごとに または1 着信先グル ープごとに または1着 信課金番号 ごとに)	1,400円 (1,540 円)	140円 (154円)	追加機能	接続先変更機能 (時間外着信案内/受付先変更)	地域指定着信課金機能の利用時間帯を指定し、指定時間外のこの機能を利用する契約回線へのフリーダイヤル通話の発信者に対して、利用時間外である旨の案内または契約回線へのフリーダイヤル通話を、あらかじめ指定された他の地域指定着信課金機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額(1 接続先ごとに または1 着信先グル ープごとに または1着 信課金番号 ごとに)	1,400円 (1,540 円)	140円 (154円)		
		～(略)～						～(略)～					
		SMS送信機能	別記10の2に定める携帯電話等契約の事業者からの発信において、契約回線が通話中又は地域指定着信課金機能の利用時間帯の指定時間外の場合、ショートメッセージサービス(SMS)を送信してモバイルサイトへ誘導する機能	加算額(1 の着信課金 番号ごと に)	10,000 円 (11,000 円)			1,000円 (1,100 円)	SMS送信機能	別記10の2に定める携帯電話等契約の事業者からの発信において、契約回線が通話中又は地域指定着信課金機能の利用時間帯の指定時間外の場合、ショートメッセージサービス(SMS)を送信してモバイルサイトへ誘導する機能	加算額(1 の着信課金 番号ごと に)	10,000 円 (11,000 円)	1,000円 (1,100 円)
		加算額(1 送信ごと に)	15円 (16円)	—			加算額(1 送信ごと に)	15円 (16円)	—				

備考	<p>1 地域指定着信課金機能には、次の種類があります。(ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。)</p> <p>(1) 一般地域指定着信課金機能 ((2)、(3)及び(4)以外のものをいいます。)</p> <p>(2) 限度設定付地域指定着信課金機能(その契約回線へのフリーダイヤル通話の通話回数(最大999,999,999とします。)をあらかじめ指定することができ、指定した通話回数に達した後からそのフリーダイヤル通話ができなくなるもの)</p> <p>(3) 発信者番号識別接続機能(その契約回線への接続を許容する電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能で、一般発信者番号識別接続機能とコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。)</p> <p>(4) 機能特定地域指定着信課金機能(その契約回線が利用可能な地域指定着信課金機能の追加機能を当社が別に定めるもの)</p> <p>～ (略) ～</p> <p>80 当社は、契約者から請求があったときは、IP電話設備(電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>～ (略) ～</p> <p>(注21) 44に規定する当社が別に定める方法とは、順次サーチ、ラウンドロビン及び分配とします。</p>	備考	<p>1 地域指定着信課金機能には、次の種類があります。(ただし、高度振り分け機能に係る地域指定着信課金機能については、(1)に限ります。)</p> <p>(1) 一般地域指定着信課金機能 ((2)、(3)及び(4)以外のものをいいます。)</p> <p>(2) 限度設定付地域指定着信課金機能(その契約回線へのフリーダイヤル通話の通話回数(最大999,999,999とします。)をあらかじめ指定することができ、指定した通話回数に達した後からそのフリーダイヤル通話ができなくなるもの)</p> <p>(3) 発信者番号識別接続機能(その契約回線への接続を許容する電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)を、当社が別に定める数の範囲内で、この機能を利用する契約者が設定する機能で、一般発信者番号識別接続機能とコミュニケーションズ・チョイス発信者番号識別接続機能があります。)</p> <p>(4) 機能特定地域指定着信課金機能(その契約回線が利用可能な地域指定着信課金機能の追加機能を当社が別に定めるもの)</p> <p>～ (略) ～</p> <p>80 当社は、契約者から請求があったときは、IP電話設備(電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行われるフリーダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>～ (略) ～</p> <p>(注21) 44に規定する当社が別に定める方法とは、順次サーチ、ラウンドロビン及び分配とします。</p>
簡易着信課金機能	電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第3に基づき、当社が提供する付加機能であって、簡易着信課金番号(契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。)に着信した通話を、地域指定着信課金機能に係る着信課金番号へのフリーダイヤル通話として接続する機能	簡易着信課金機能	電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第3に基づき、当社が提供する付加機能であって、簡易着信課金番号(契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。)に着信した通話を、地域指定着信課金機能に係る着信課金番号へのフリーダイヤル通話として接続する機能

地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	備考	1 当社は、この機能を、地域指定着信課金機能を同時に利用する契約者に限り提供します。				
	基本機能	この機能を利用する契約回線へあらかじめ契約者が指定する地域の利用回線等から特定着信番号（契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（以下「ナビダイヤル通話」といいます。）をできるようにする機能	1 特定着信番号ごとに	10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)	
			1の特定着信番号により同時に接続できる通話の数1ごとに	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)	
	追加機能	接続先変更機能 (時間外着信案内／受付先変更)	地域指定特定番号着信機能の利用時間帯を指定し、指定時間外のこの機能を利用する契約回線へのナビダイヤル通話の発信者に対して、利用時間外である旨の案内または契約回線へのナビダイヤル通話を、あらかじめ指定された地域指定特定番号着信機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額（1接続先ごとに、1着信先グループごとに又は1特定着信番号ごとに）	1,400円 (1,540円)	140円 (154円)
		～ (略) ～				
	SMS送信機能	別記10の2に定める携帯電話等契約の事業者からの発信において、契約回線が通話中又は地域指定特定番号着信機能の利用時間帯の指定時間外の場合、ショートメッセージサービス(SMS)を送信してモバイルサイトへ誘導する機能	加算額（1の特定着信番号ごとに）	10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)	
			加算額（1送信ごとに）	15円 (16円)	—	

地域指定特定番号着信機能 (ナビダイヤル)	備考	1 当社は、この機能を、地域指定着信課金機能を同時に利用する契約者に限り提供します。				
	基本機能	この機能を利用する契約回線へあらかじめ契約者が指定する地域の利用回線等から特定着信番号（契約者の請求により当社が付与した番号であって、この機能を利用するための番号をいいます。）により行う通話（以下「ナビダイヤル通話」といいます。）をできるようにする機能	1 特定着信番号ごとに	10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)	
			1の特定着信番号により同時に接続できる通話の数1ごとに	1,000円 (1,100円)	100円 (110円)	
	追加機能	接続先変更機能 (時間外着信案内／受付先変更)	地域指定特定番号着信機能の利用時間帯を指定し、指定時間外のこの機能を利用する契約回線へのナビダイヤル通話の発信者に対して、利用時間外である旨の案内または契約回線へのナビダイヤル通話を、あらかじめ指定された地域指定特定番号着信機能を利用している契約回線に接続する機能	加算額（1接続先ごとに、1着信先グループごとに又は1特定着信番号ごとに）	1,400円 (1,540円)	140円 (154円)
		～ (略) ～				
	SMS送信機能	別記10の2に定める携帯電話等契約の事業者からの発信において、契約回線が通話中又は地域指定特定番号着信機能の利用時間帯の指定時間外の場合、ショートメッセージサービス(SMS)を送信してモバイルサイトへ誘導する機能	加算額（1の特定着信番号ごとに）	10,000円 (11,000円)	1,000円 (1,100円)	
			加算額（1送信ごとに）	15円 (16円)	—	

備考	<p>1 当社は、契約回線に係る電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）1 番号ごとに特定着信番号を付与します。この場合、特定着信番号を付与された契約者は、1 の特定着信番号により同時に接続できる通話の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。</p> <p style="text-align: center;">～（略）～</p> <p>38 当社は、契約者から請求があったときは、I P 電話設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行われるナビダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p style="text-align: center;">～（略）～</p> <p>（注15）41に規定する当社が別に定める範囲は、1 の特定着信番号により同時に接続できる通話の数の範囲内で、100以内とします。</p>
----	---

～（略）～

国際電話利用休止機能	その契約者指定番号発信サービスにおいて現に登録に係る利用回線について国際通話を規制する機能	1 利用回線ごとに	—	—
	備考	この機能は、契約者指定番号発信サービス利用契約者に限り申し込めるものとします。		

2-3 削除

第2 通話に関する料金

1 適用

区 分	内 容
-----	-----

備考	<p>1 当社は、契約回線に係る電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）1 番号ごとに特定着信番号を付与します。この場合、特定着信番号を付与された契約者は、1 の特定着信番号により同時に接続できる通話の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。</p> <p style="text-align: center;">～（略）～</p> <p>38 当社は、契約者から請求があったときは、I P 電話設備（電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含まず。））であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行われるナビダイヤル通話を着信できるようにする取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p style="text-align: center;">～（略）～</p> <p>（注15）41に規定する当社が別に定める範囲は、1 の特定着信番号により同時に接続できる通話の数の範囲内で、100以内とします。</p>
----	---

～（略）～

国際電話利用休止機能	その契約者指定番号発信サービスにおいて現に登録に係る利用回線について国際通話を規制する機能	1 利用回線ごとに	—	—
	備考	この機能は、契約者指定番号発信サービス利用契約者に限り申し込めるものとします。		

2-3 削除

第2 通話に関する料金

1 適用

区 分	内 容
-----	-----

<p>(1) 料金設定通話</p>	<p>ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、特定協定事業者の提供区間に限ります。）とを合わせて当社が設定します。</p>	<p>(1) 料金設定通話</p>	<p>ア 国内通話に係る料金設定通話は、次のとおりとし、他社通話に伴って行われる料金設定通話に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間（その料金設定通話が無線呼出し設備若しくは陸上移動無線データ通信設備に係る他社通話に伴って行われる通話の場合は、特定協定事業者の提供区間に限ります。）とを合わせて当社が設定します。</p>								
<p>～ (略) ～</p>	<p>～ (略) ～</p>	<p>～ (略) ～</p>	<p>～ (略) ～</p>								
<p>(10)一定額を上限とした地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金の月極割引の適用</p>	<p><u>当社のIP通信網サービス契約約款に定めるドットフォン契約者（当社のIP通信網サービス契約約款 別冊（ドットフォンサービス）の料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第1（第1種ドットフォン契約に係るもの）（5）（一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用）に規定する割引の適用に係る者であって、合算ドットフォン請求に係る場合（その合算ドットフォン請求に係る契約が当社のIP通信網サービス契約約款 共通編第34条（債権の譲渡）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）に限りします。）</u>がそのドットフォン利用回線（次表に掲げるドットフォン契約に係るものに限りします。以下この欄において同じとします。）から行った付加機能（地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に限りします。以下この欄において同じとします。）の利用に係る通話について、その通話に関する料金のうち、その通話の発信者の負担に係る部分の取り扱いについては、この約款に規定するほか、<u>当社のIP通信網サービス契約約款 別冊（ドットフォンサービス）の料金表第1表第1（5）の規定するところにより</u>ます。</p> <table border="1" data-bbox="405 1123 1066 1481"> <tr> <td data-bbox="405 1123 1066 1161">ドットフォン契約</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1161 1066 1246">第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限りします。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1246 1066 1369">第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りします。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1369 1066 1481">第3種ドットフォン契約（タイプ6及びタイプ7に係るものに限りします。）</td> </tr> </table>	ドットフォン契約	第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限りします。）	第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りします。）	第3種ドットフォン契約（タイプ6及びタイプ7に係るものに限りします。）	<p>(10)一定額を上限とした地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金の月極割引の適用</p>	<p><u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるドットフォン契約者（エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の適用に係る者であって、合算ドットフォン請求に係る場合（その合算ドットフォン請求に係る契約が当社のIP通信網サービス契約約款 共通編第34条の3（債権の譲渡）又はエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。）に限りします。）</u>がそのドットフォン利用回線（次表に掲げるドットフォン契約に係るものに限りします。以下この欄において同じとします。）から行った付加機能（地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に限りします。以下この欄において同じとします。）の利用に係る通話について、その通話に関する料金のうち、その通話の発信者の負担に係る部分の取り扱いについては、この約款に規定するほか、<u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定するところにより</u>ます。</p> <table border="1" data-bbox="1440 1123 2101 1481"> <tr> <td data-bbox="1440 1123 2101 1161">ドットフォン契約</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1161 2101 1267"><u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限りします。）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1267 2101 1372"><u>当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りします。）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1440 1372 2101 1481"><u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限りします。）</u></td> </tr> </table>	ドットフォン契約	<u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限りします。）</u>	<u>当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りします。）</u>	<u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限りします。）</u>
ドットフォン契約											
第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限りします。）											
第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りします。）											
第3種ドットフォン契約（タイプ6及びタイプ7に係るものに限りします。）											
ドットフォン契約											
<u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第1種ドットフォン契約（タイプ1及びタイプ3に係るものに限りします。）</u>											
<u>当社のIP通信網サービス契約約款に規定する第2種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限りします。）</u>											
<u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限りします。）</u>											

<p>(11) <u>着信秒数に応じた地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に係る通話に関する料金の減額の適用</u></p>	<p><u>当社のIP通信網サービス契約約款に定めるドットフォン契約者(次表に定める契約に係る者であって、合算ドットフォン請求(当社のIP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。))に係る場合(その合算ドットフォン請求に係る契約が当社のIP通信網サービス契約約款共通編第34条(債権の譲渡)に規定する債権の譲渡に係るときを含みます。)に限ります。)</u>がそのドットフォン利用回線(次表に定める契約に係るものに限ります。)から行った付加機能(地域指定特定番号着信機能及び複数同時接続機能に限ります。以下この欄において同じとします。)の利用に係る通話について、その通話に関する料金のうち、その通話の発信者の負担に係る部分の取り扱いについては、この約款に規定するほか、当社のIP通信網サービス契約約款 別冊(ドットフォンサービス)の料金表第1表(料金(附带サービスの料金を除きます。))第1(第1種ドットフォン契約に係るもの)(6)(着信秒数に応じたダイヤルアウト通信料の減額の適用)の規定するところによります。</p> <table border="1" data-bbox="407 880 1066 1136"> <tr> <td>ドットフォン契約</td> </tr> <tr> <td>第1種ドットフォン契約(タイプ1及びタイプ3に係るものに限ります。)</td> </tr> <tr> <td>第2種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限ります。)</td> </tr> <tr> <td>第3種ドットフォン契約(タイプ6及びタイプ7に係るものに限ります。)</td> </tr> </table>	ドットフォン契約	第1種ドットフォン契約(タイプ1及びタイプ3に係るものに限ります。)	第2種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限ります。)	第3種ドットフォン契約(タイプ6及びタイプ7に係るものに限ります。)	<p>(11) <u>削除</u></p>	<p><u>削除</u></p>
ドットフォン契約							
第1種ドットフォン契約(タイプ1及びタイプ3に係るものに限ります。)							
第2種ドットフォン契約(タイプ1に係るものに限ります。)							
第3種ドットフォン契約(タイプ6及びタイプ7に係るものに限ります。)							
<p>～(略)～</p>	<p>～(略)～</p>	<p>～(略)～</p>	<p>～(略)～</p>				
<p>(24) 削除</p>	<p>削除</p>	<p>(24) 削除</p>	<p>削除</p>				

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

2-1-1 一般通話に係るもの

(1) (2)及び(3)以外のもの

ア イ、ウ、エ及びオ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ)以外のもの

① ~ ② (略)

(イ) (略)

(ウ) IP電話設備に係るもの

① IP電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料金額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに8円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号および電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのフリーダイヤル通話に適用します。

② IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料金額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			

2 料金額

2-1 国内通話に係るもの

2-1-1 一般通話に係るもの

(1) (2)及び(3)以外のもの

ア イ、ウ、エ及びオ以外のもの

(ア) (イ)、(ウ)以外のもの

① ~ ② (略)

(イ) (略)

(ウ) IP電話設備に係るもの

① IP電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料金額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに8円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含まず。))であって電気通信番号規則第9条第1号および電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのフリーダイヤル通話に適用します。

② IP電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料金額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			

	昼 間		夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備、他社直収電話等設備、I P 電話設備（当社に係わるものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）からの行ったI P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号を利用するものに限り、）へのナビダイヤル通話に適用します。

③ I P 電話設備へのメンバーズネット通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10.8円(11.88円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備から行ったI P 電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号を利用するものに限り、）へのメンバーズネット通話に適用します。

④ I P 電話設備へのテレドーム通話

A ~ B (略)

イ 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの
(ア) (イ)以外のもの

① ~ ② (略)

③ I P 電話設備に係るもの

	昼 間		夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備、他社直収電話等設備、I P 電話設備（当社に係わるものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り、）からの行ったI P 電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含まず。））であって電気通信番号規則第10条第2号を利用するものに限り、）へのナビダイヤル通話に適用します。

③ I P 電話設備へのメンバーズネット通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10.8円(11.88円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、加入電話等設備から行ったI P 電話設備（当社に係るもの（卸電気通信役務に係るものを含まず。））であって電気通信番号規則第10条第2号を利用するものに限り、）へのメンバーズネット通話に適用します。

④ I P 電話設備へのテレドーム通話

A ~ B (略)

イ 携帯電話設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの
(ア) (イ)以外のもの

① ~ ② (略)

③ I P 電話設備に係るもの

A I P 電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円(17.6円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第 9 条第 1 号および電気通信番号規則第 10 条第 2 号に定める電気通信番号を利用するものに限り)へのフリーダイヤル通話に適用します。

A I P 電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円(17.6円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含まず。))であって電気通信番号規則第 9 条第 1 号および電気通信番号規則第 10 条第 2 号に定める電気通信番号を利用するものに限り)へのフリーダイヤル通話に適用します。

B I P 電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	22.5秒	22.5秒	25秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第 9 条第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限り)へのナビダイヤル通話に適用します。

B I P 電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	22.5秒	22.5秒	25秒

備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第 9 条第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限り)へのナビダイヤル通話に適用します。

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	20秒	20秒	20秒
備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第 2 号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのナビダイヤル通話に適用します。				

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	20秒	20秒	20秒
備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含まず。))であって電気通信番号規則第10条第 2 号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのナビダイヤル通話に適用します。				

C I P 電話設備へのテレドーム通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	14秒	15秒	15秒	16秒
備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのテレドーム通話に適用します。				

C I P 電話設備へのテレドーム通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	14秒	15秒	15秒	16秒
備考 この表に規定する料金は、携帯電話設備から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのテレドーム通話に適用します。				

(イ) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの

(イ) 当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話に係るもの

①～② (略)

③ I P電話設備に係るもの

A I P電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに9円(9.9円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
4.5秒	8秒	8秒	10秒	

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からI P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

(注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円(17.6円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
60秒	60秒	60秒	60秒	

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からI P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

(注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

①～② (略)

③ I P電話設備に係るもの

A I P電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに9円(9.9円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
4.5秒	8秒	8秒	10秒	

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からI P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

(注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに16.0円(17.6円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
60秒	60秒	60秒	60秒	

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話からI P電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含まず。))であって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

(注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社NTTドコモのワイドスター通信サービス契約約款と

--

B I P電話設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第 9 条第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。
 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	20秒	20秒	20秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。
 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

C I P電話設備へのテレドーム通話

します。

B I P電話設備へのナビダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	4.5秒	8秒	8秒	10秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第 9 条第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。
 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	20秒	20秒	20秒	20秒

備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P 電話設備(当社に係るもの (卸電気通信役務に係るものを含まず。) であって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。
 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。

C I P電話設備へのテレドーム通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
4.5秒	8秒	8秒	10秒	
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのテレドーム通話に適用します。 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。				

ウ PHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの
(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) I P電話設備に係るもの

料 金 種 別	料 金 額			
	ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
区域内通話	昼 間 、 夜 間		深夜・早朝	
	60秒		60秒	
隣接区域内通話	45秒		45秒	
区 域 外 通 話	通話地域間距離			
	160kmまで	45秒		45秒
	160kmを超え	昼 間		夜 間
	土曜日・日曜日・祝日			

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
4.5秒	8秒	8秒	10秒	
備考 この表に規定する料金は、当社が別に定める協定事業者の契約約款に定める衛星自動車携帯電話又は船舶電話若しくはそれに相当する電話から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に定める電気通信番号を利用するものに限り、)へのテレドーム通話に適用します。 (注) 本欄に規定する当社が別に定める協定事業者の契約約款は、別記10の2に定めるもののうち株式会社 N T T ドコモのワイドスター通信サービス契約約款とします。				

ウ PHS設備に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの
(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) I P電話設備に係るもの

料 金 種 別	料 金 額			
	ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料	次の分数又は秒数までごとに10円(11円)			
区域内通話	昼 間 、 夜 間		深夜・早朝	
	60秒		60秒	
隣接区域内通話	45秒		45秒	
区 域 外 通 話	通話地域間距離			
	160kmまで	45秒		45秒
	160kmを超え	昼 間		夜 間
	土曜日・日曜日・祝日			

	るもの	36秒	36秒	36秒	36秒
	上記の通話料のほか通話1回ごとに	10円(11円)			
備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。					

料金種別	料金額(ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに15円(16.5円)			
	昼間	夜間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒
上記の通話料のほか通話1回ごとに	10円(11円)			
備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。				

料金種別	料金額(ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼間	夜間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20.5秒	22.5秒	25秒

	るもの	36秒	36秒	36秒	36秒
	上記の通話料のほか通話1回ごとに	10円(11円)			
備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。					

料金種別	料金額(ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに15円(16.5円)			
	昼間	夜間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	60秒	60秒	60秒	60秒
上記の通話料のほか通話1回ごとに	10円(11円)			
備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備(当社に係るもの(卸電気通信業務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。				

料金種別	料金額(ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼間	夜間	深夜・早朝	
	土曜日・日曜日・祝日			
	20秒	20.5秒	22.5秒	25秒

備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号及び第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り)へのナビダイヤル通話に適用します。

料金種別	料金額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	14秒	15秒	15秒	16秒

備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り)へのテレドーム通話に適用します。

工 IP通話に係るもの

- (ア) 削除
- (イ) 当社の付加機能を利用して行う通話に係るもの
 - ① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの
 - A 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料金額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに10.0円(11円)			
	昼	間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り)から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。

料金種別	料金額 (ダイヤル通話料)			
------	---------------	--	--	--

備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備(当社に係るもの(卸電気通信業務に係るものを含まず。))であって電気通信番号規則第9条第1号及び第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限り)へのナビダイヤル通話に適用します。

料金種別	料金額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円(11円)			
	昼	間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	14秒	15秒	15秒	16秒

備考 この表に規定する料金は、PHS設備からIP電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第1号に定める電気通信番号を利用するものに限り)へのテレドーム通話に適用します。

工 IP通話に係るもの

- (ア) 削除
- (イ) 当社の付加機能を利用して行う通話に係るもの
 - ① 加入電話等設備及び他社直収電話等設備に係るもの
 - A 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料金額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに10.0円(11円)			
	昼	間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、IP電話設備(当社に係るもの(卸電気通信業務に係るものを含まず。))であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限り)から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用します。

料金種別	料金額 (ダイヤル通話料)			
------	---------------	--	--	--

一般通話料	次の秒数までごとに10.0円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、I P電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社通話に伴い行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用しません。

B 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話・テレドーム通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、I P電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話並びに加入電話等設備へのテレドーム通話に適用します。

- ② 削除
- ③ I P電話設備に係るもの

A I P電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日		

一般通話料	次の秒数までごとに10.0円(11円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、I P電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社通話に伴い行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのフリーダイヤル通話に適用しません。

B 加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話・テレドーム通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒

備考 この表に規定する料金は、I P電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行った加入電話等設備及び他社直収電話等設備へのナビダイヤル通話並びに加入電話等設備へのテレドーム通話に適用します。

- ② 削除
- ③ I P電話設備に係るもの

A I P電話設備へのフリーダイヤル通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日		

		日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒
備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行ったI P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。				

料金種別	料金額(ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼	間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒
備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社通話に伴い行ったI P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。				

B I P 電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料金額(ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼	間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒
備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)か				

		日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒
備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行ったI P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。				

料金種別	料金額(ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼	間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒
備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備(電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)に係る他社通話に伴い行ったI P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号及び電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。				

B I P 電話設備へのナビダイヤル通話

料金種別	料金額(ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼	間	夜間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	180秒	180秒	180秒	180秒
備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電				

ら行った I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

気通信番号を利用するものに限ります。)から行った I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第 9 条第 1 号に規定する電気通信番号および電気通信番号規則第10条第 2 号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

C I P 電話設備へのテレドーム通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	

備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 6 号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行った I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)へのテレドーム通話に適用します。

C I P 電話設備へのテレドーム通話

料 金 種 別	料 金 額 (ダイヤル通話料)			
一般通話料	次の秒数までごとに8.0円(8.8円)			
	昼 間		夜 間	深夜・早朝
	土曜日・日曜日・祝日			
180秒	180秒	180秒	180秒	

備考 この表に規定する料金は、I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信役務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則別表第 6 号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)から行った I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則別表第 1 号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。)へのテレドーム通話に適用します。

オ 無線呼出し設備(電気通信番号規則第 9 条第 5 号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。)に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

オ 無線呼出し設備(電気通信番号規則第 9 条第 5 号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限ります。)に係る他社通話に伴って行われる通話に係るもの

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)	
一般通話料	次の分数又は秒数までごとに 5 円(5.5円)	
区域内通話	1 分	
隣接区域内通話	1 分	
区域外通話	通話地域間距離	1 分
	60kmまで	
	160 "	23.5秒
	160km を超えるもの	15秒

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)	
一般通話料	次の分数又は秒数までごとに 5 円(5.5円)	
区域内通話	1 分	
隣接区域内通話	1 分	
区域外通話	通話地域間距離	1 分
	60kmまで	
	160 "	23.5秒
	160km を超えるもの	15秒

備考
 1 この表に規定する料金は、加入電話等設備から無線呼出し設備（電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限り。）に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。
 2 区域内通話に係る通話料は、当社の選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている通話又は当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。

(2) 公衆電話設備からの一般通話（デジタル通信モードを除きます。）に係るもの
 ア その料金の支払いを要する者が公衆電話設備の利用者となる通話に係るもの
 (ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額			
		ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料		次の秒数までごとに10円			
区	区域内通話	昼 間 、 夜 間		深夜・早朝	
		56秒		76秒	
隣接区域内通話		39.5秒		52秒	
域	通話地域間距離	20kmまで		39.5秒	52秒
		30 "	26秒		35.5秒
	40 "	21.5秒		26.5秒	
	60 "	16秒		20秒	
	外	80 "	昼 間	夜 間	
土曜日・日曜日・祝日					
11.5秒		15.5秒	15.5秒	17秒	
100 "		10秒	15.5秒	15.5秒	17秒
160 "		8秒	14秒	14秒	15.5秒
160km を 超	8秒	12秒	12秒	13.5秒	

備考
 1 この表に規定する料金は、加入電話等設備から無線呼出し設備（電気通信番号規則第9条第5号に規定する無線呼出しの役務に係るものに限り。）に係る協定事業者に係る相互接続点への通話に適用します。
 2 区域内通話に係る通話料は、当社の選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている通話又は当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。

(2) 公衆電話設備からの一般通話（デジタル通信モードを除きます。）に係るもの
 ア その料金の支払いを要する者が公衆電話設備の利用者となる通話に係るもの
 (ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額			
		ダ イ ヤ ル 通 話			
一般通話料		次の秒数までごとに10円			
区	区域内通話	昼 間 、 夜 間		深夜・早朝	
		56秒		76秒	
隣接区域内通話		39.5秒		52秒	
域	通話地域間距離	20kmまで		39.5秒	52秒
		30 "	26秒		35.5秒
	40 "	21.5秒		26.5秒	
	60 "	16秒		20秒	
	外	80 "	昼 間	夜 間	
土曜日・日曜日・祝日					
11.5秒		15.5秒	15.5秒	17秒	
100 "		10秒	15.5秒	15.5秒	17秒
160 "		8秒	14秒	14秒	15.5秒
160km を 超	8秒	12秒	12秒	13.5秒	

えるもの				
備考				
1 この表に規定する料金は、公衆電話設備に係る一般通話であって、(イ)及び(3)以外のものに適用します。				
2 区域内通話に係る通話料は、当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。				

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	40秒	40秒	40秒	40秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

(イ) ~ (ウ) (略)

イ ア以外のもの

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) I P 電話設備に係るもの

I P 電話設備へのフリーダイヤル通話

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに27円(29.7円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から I P 電話設備(当社に係るものであって電気通信番号規則第9条第1号および電気通信番号規則第10条第2号

えるもの				
備考				
1 この表に規定する料金は、公衆電話設備に係る一般通話であって、(イ)及び(3)以外のものに適用します。				
2 区域内通話に係る通話料は、当社の付加機能を利用して行う通話が対象となります。				

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに10円			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	40秒	40秒	40秒	40秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信業務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのナビダイヤル通話に適用します。

(イ) ~ (ウ) (略)

イ ア以外のもの

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) I P 電話設備に係るもの

I P 電話設備へのフリー

料金種別	料 金 額 (ダイヤル通話)			
一般通話料	次の秒数までごとに27円(29.7円)			
	昼	間	夜 間	深夜・早朝
		土曜日・日曜日・祝日		
	60秒	60秒	60秒	60秒

備考 この表に規定する料金は、公衆電話設備から I P 電話設備(当社に係るもの(卸電気通信業務に係るものを含みます。))であって電気通信番号規則第9条第

に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

(3) (略)

2-1-2 ~ 2-1-3 (略)

2-2 (略)

通話料金別表 選択制による通話料金の月極割引

1 ~ 3 (略)

4 特定電話番号等への通話料金の月極割引 I (シャベリッチ)

区 分	内 容																
(1) 定義等	<p>ア (略)</p> <p style="text-align: right;">1 利用回線ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定額料</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(ア) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者がIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス(当社が別に定めるものに限ります。以下この表において「第2種OCN」といいます。)を利用することとなるときであって、その電話等利用契約者が申出を行ったときは、上表の定額料から「100円(110円)」を減額して適用します。(以下この表において「OCN特別適用」といいます。)</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	定額料	(略)	次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額		(ア) (略)		(イ) (略)		備考		1	(略)	2	<u>この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者がIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス(当社が別に定めるものに限ります。以下この表において「第2種OCN」といいます。)を利用することとなるときであって、その電話等利用契約者が申出を行ったときは、上表の定額料から「100円(110円)」を減額して適用します。(以下この表において「OCN特別適用」といいます。)</u>	3	(略)
定額料	(略)																
次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額																	
(ア) (略)																	
(イ) (略)																	
備考																	
1	(略)																
2	<u>この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者がIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス(当社が別に定めるものに限ります。以下この表において「第2種OCN」といいます。)を利用することとなるときであって、その電話等利用契約者が申出を行ったときは、上表の定額料から「100円(110円)」を減額して適用します。(以下この表において「OCN特別適用」といいます。)</u>																
3	(略)																

1号および電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。)へのフリーダイヤル通話に適用します。

(3) (略)

2-1-2 ~ 2-1-3 (略)

2-2 (略)

通話料金別表 選択制による通話料金の月極割引

1 ~ 3 (略)

4 特定電話番号等への通話料金の月極割引 I (シャベリッチ)

区 分	内 容																
(1) 定義等	<p>ア (略)</p> <p style="text-align: right;">1 利用回線ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定額料</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(ア) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>削除</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	定額料	(略)	次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額		(ア) (略)		(イ) (略)		備考		1	(略)	2	<u>削除</u>	3	(略)
定額料	(略)																
次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額																	
(ア) (略)																	
(イ) (略)																	
備考																	
1	(略)																
2	<u>削除</u>																
3	(略)																

	<p>イ (略)</p> <p>(ア)~(ウ) (略)</p> <p>(注) <u>アに規定する当社が別に定めるものは、次に掲げるもの</u> <u>とします。(特別第2種契約者に係るものを除きます。)</u></p> <p><u>(ア) タイプ1のものうち、以下のものとする。</u></p> <p>① <u>コース1のうち、プラン1、プラン2、プラン3、</u> <u>プラン4またはプラン5</u></p> <p>② <u>コース2のうち、プラン1、プラン2、プラン3</u> <u>またはプラン4</u></p> <p><u>(イ) タイプ2のものうち、以下のものとする。</u></p> <p>① <u>コース1</u></p> <p>② <u>コース2のうち、プラン1、プラン2、プラン3、</u> <u>プラン4、プラン5またはプラン6</u></p> <p><u>(ウ) タイプ3のものうち、以下のものとする。</u></p> <p>① <u>プラン1</u></p> <p>② <u>プラン2</u></p> <p>③ <u>プラン3</u></p>		<p>イ (略)</p> <p>(ア)~(ウ) (略)</p>
(2) 承諾	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>当社は、OCN特別適用の適用を受けることについての申</u> <u>出があったとしても、この申出を承諾しません。</u></p> <p>ウ <u>ア又はイの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申</u> <u>出のあった利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月</u> <u>極割引(当社が別に定めるものを除きます。)の適用を受ける</u> <u>ときは、その申出を承諾しません。</u></p>	(2) 承諾	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p> <p>ウ <u>アの規定にかかわらず、この月極割引を選択する申出のあ</u> <u>った利用回線が、この通話料金別表に規定する他の月極割引(当</u> <u>社が別に定めるものを除きます。)の適用を受けるときは、その</u> <u>申出を承諾しません。</u></p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア~カ (略)</p> <p>キ <u>オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合が</u> <u>生じたときはOCN特別適用を廃止します。</u></p> <p>(ア) <u>電話等利用契約者からOCN特別適用の廃止の申出があ</u> <u>ったとき。</u></p> <p>(イ) <u>第2種OCNに係る契約の解除があったとき。</u></p> <p>(ウ) <u>その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなった</u> <u>とき。</u></p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア~カ (略)</p> <p>キ <u>オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合が</u> <u>生じたときはOCN特別適用を廃止します。</u></p> <p>(ア) <u>電話等利用契約者からOCN特別適用の廃止の申出があ</u> <u>ったとき。</u></p> <p>(イ) <u>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サー</u> <u>ビス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サ</u> <u>ービス(以下、通話料金別表において「第2種OCN」といいま</u> <u>す。)に係る契約の解除があったとき。</u></p> <p>(ウ) <u>削除</u></p>

ク～セ (略)

5 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ (シャベリッチプラス)

区 分	内 容						
(1) 定義等	ア (略) 1 利用回線ごとに <table border="1"><thead><tr><th>定額料</th><th>月額300円(330円)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">次の(ア)から(ウ)に定める額を合計して得た額 (ア)～(ウ) (略)</td></tr><tr><td colspan="2">備考 1 (略) 2 <u>この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者がIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス(当社が別に定めるものに限ります。以下この表において「第2種OCN」といいます。)を利用することとなるときであって、その電話等利用契約者が申出を行ったときは、上表の定額料から「100円(110円)」を減額して適用します。(以下この表において「OCN特別適用」といいます。)</u> 3 (略)</td></tr></tbody></table> イ (略) (ア)～(ウ) (略) <u>(注) アに規定する当社が別に定めるものは、次に掲げるものとします。(特別第2種契約者に係るものを除きます。)</u> <u>(ア) タイプ1のものうち、以下のものとする。</u> <u>① コース1のうち、プラン1、プラン2、プラン3、プラン4またはプラン5</u> <u>② コース2のうち、プラン1、プラン2、プラン3またはプラン4</u> <u>(イ) タイプ2のものうち、以下のものとする。</u> <u>① コース1</u> <u>② コース2のうち、プラン1、プラン2、プラン3、プラン4、プラン5またはプラン6</u> <u>(ウ) タイプ3のものうち、以下のものとする。</u>	定額料	月額300円(330円)	次の(ア)から(ウ)に定める額を合計して得た額 (ア)～(ウ) (略)		備考 1 (略) 2 <u>この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者がIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス(当社が別に定めるものに限ります。以下この表において「第2種OCN」といいます。)を利用することとなるときであって、その電話等利用契約者が申出を行ったときは、上表の定額料から「100円(110円)」を減額して適用します。(以下この表において「OCN特別適用」といいます。)</u> 3 (略)	
定額料	月額300円(330円)						
次の(ア)から(ウ)に定める額を合計して得た額 (ア)～(ウ) (略)							
備考 1 (略) 2 <u>この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者がIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス(当社が別に定めるものに限ります。以下この表において「第2種OCN」といいます。)を利用することとなるときであって、その電話等利用契約者が申出を行ったときは、上表の定額料から「100円(110円)」を減額して適用します。(以下この表において「OCN特別適用」といいます。)</u> 3 (略)							

ク～セ (略)

5 特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ (シャベリッチプラス)

区 分	内 容						
(1) 定義等	ア (略) 1 利用回線ごとに <table border="1"><thead><tr><th>定額料</th><th>月額300円(330円)</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">次の(ア)から(ウ)に定める額を合計して得た額 (ア)～(ウ) (略)</td></tr><tr><td colspan="2">備考 1 (略) 2 <u>削除</u> 3 (略)</td></tr></tbody></table> イ (略) (ア)～(ウ) (略)	定額料	月額300円(330円)	次の(ア)から(ウ)に定める額を合計して得た額 (ア)～(ウ) (略)		備考 1 (略) 2 <u>削除</u> 3 (略)	
定額料	月額300円(330円)						
次の(ア)から(ウ)に定める額を合計して得た額 (ア)～(ウ) (略)							
備考 1 (略) 2 <u>削除</u> 3 (略)							

	<p>① プラン1</p> <p>② プラン2</p> <p>③ プラン3</p>
(2) 承諾	<p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、OCN特別適用の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはOCN特別適用を廃止します。</p> <p>(ア) 電話等利用契約者からOCN特別適用の廃止の申出があったとき。</p> <p>(イ) 第2種OCNに係る契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>ク～セ (略)</p>

6 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I (ホーム・オフィス割引)

区 分	内 容				
(1) 定義等	<p>ア (略)</p> <p>1 利用回線ごとに</p> <table border="1"> <tr> <td>割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額</td> <td>割引額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額	(略)	(略)
割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額				
(略)	(略)				

(2) 承諾	<p>ア (略)</p> <p>イ 削除</p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ オに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはOCN特別適用を廃止します。</p> <p>(ア) 電話等利用契約者からOCN特別適用の廃止の申出があったとき。</p> <p>(イ) 第2種OCNに係る契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>ク～セ (略)</p>

6 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引 I (ホーム・オフィス割引)

区 分	内 容				
(1) 定義等	<p>ア (略)</p> <p>1 利用回線ごとに</p> <table border="1"> <tr> <td>割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額</td> <td>割引額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額	(略)	(略)
割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額	割引額				
(略)	(略)				

	<p>備考 <u>割引選択回線の電話等利用契約者がIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下この表において「第2種OCN」といいます。）を利用することとなるときであって、その電話等利用契約者が申出を行ったときは、上表の「0.25」に「0.05」を加算して適用します（以下この表において「OCN追加割引」といいます。）。</u></p> <p><u>(注) 割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に表示する税込価格については、料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(ア)~(ウ) (略)</p> <p><u>(注) アに規定する当社が別に定めるものは、次に掲げるものとします。(特別第2種契約者に係るものを除きます。)</u></p> <p><u>(ア) タイプ1のもののうち、以下のものとする。</u></p> <p>① <u>コース1のうち、プラン1、プラン2、プラン3、プラン4またはプラン5</u></p> <p>② <u>コース2のうち、プラン1、プラン2、プラン3またはプラン4</u></p> <p><u>(イ) タイプ2のもののうち、以下のものとする。</u></p> <p>① <u>コース1</u></p> <p>② <u>コース2のうち、プラン1、プラン2、プラン3、プラン4、プラン5またはプラン6</u></p> <p><u>(ウ) タイプ3のもののうち、以下のものとする。</u></p> <p>① <u>プラン1</u></p> <p>② <u>プラン2</u></p> <p>③ <u>プラン3</u></p>		<p>備考</p> <p>割引選択回線に係る通話に関する料金の月間累計額に表示する税込価格については、料金の月間累計額に国際通話が含まれている場合はこの限りではありません。</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア)~(ウ) (略)</p>
(2) 承諾	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>当社は、OCN追加割引の適用を受けることについての申出があったとしても、この申出を承諾しません。</u></p>	(2) 承諾	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p>
(3) 月極割引の適用	<p>ア~エ (略)</p> <p>オ ウに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはOCN追加割引を廃止します。</p>	(3) 月極割引の適用	<p>ア~エ (略)</p> <p>オ ウに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は生じたときはOCN追加割引を廃止します。</p>

(ア) 電話等利用契約者からOCN追加割引の廃止の申出があったとき。 (イ) 第2種OCNに係る契約の解除があったとき。 (ウ) <u>その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</u> カ～キ (略)

(ア) 電話等利用契約者からOCN追加割引の廃止の申出があったとき。 (イ) 第2種OCNに係る契約の解除があったとき。 (ウ) <u>削除</u> カ～キ (略)

7 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（ホーム・オフィス割引プラス）

7 全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（ホーム・オフィス割引プラス）

区 分	内 容																
(1) 定義等	<p>ア (略)</p> <p style="text-align: right;">1 利用回線ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">定額料</th> <th style="width: 50%;">月額100円(110円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(ア) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 <u>この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者がIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下この表において「第2種OCN」といいます。）を利用することとなる時であって、その電話等利用契約者が申出を行ったときは、上表の「0.25」に「0.05」を加算して適用します（以下この表において「OCN追加割引」といいます。）。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	定額料	月額100円(110円)	次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額		(ア) (略)		(イ) (略)		備考		1 <u>この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者がIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下この表において「第2種OCN」といいます。）を利用することとなる時であって、その電話等利用契約者が申出を行ったときは、上表の「0.25」に「0.05」を加算して適用します（以下この表において「OCN追加割引」といいます。）。</u>		2 (略)		(注) (略)	
定額料	月額100円(110円)																
次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額																	
(ア) (略)																	
(イ) (略)																	
備考																	
1 <u>この月極割引の適用を受けている利用回線の電話等利用契約者がIP通信網サービス契約約款に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（当社が別に定めるものに限ります。以下この表において「第2種OCN」といいます。）を利用することとなる時であって、その電話等利用契約者が申出を行ったときは、上表の「0.25」に「0.05」を加算して適用します（以下この表において「OCN追加割引」といいます。）。</u>																	
2 (略)																	
(注) (略)																	

区 分	内 容																
(1) 定義等	<p>ア (略)</p> <p style="text-align: right;">1 利用回線ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">定額料</th> <th style="width: 50%;">月額100円(110円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(ア) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(イ) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 <u>削除</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	定額料	月額100円(110円)	次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額		(ア) (略)		(イ) (略)		備考		1 <u>削除</u>		2 (略)		(注) (略)	
定額料	月額100円(110円)																
次の(ア)及び(イ)に定める額を合計して得た額																	
(ア) (略)																	
(イ) (略)																	
備考																	
1 <u>削除</u>																	
2 (略)																	
(注) (略)																	

	<p>イ (略)</p> <p>(ア)~(イ) (略)</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定めるものは、次に掲げるもの とします。(特別第2種契約者に係るものを除きます。)</p> <p><u>(ア) タイプ1のものうち、以下のものとする。</u></p> <p>① <u>コース1のうち、プラン1、プラン2、プラン3、 プラン4またはプラン5</u></p> <p>② <u>コース2のうち、プラン1、プラン2、プラン3 またはプラン4</u></p> <p><u>(イ) タイプ2のものうち、以下のものとする。</u></p> <p>① <u>コース1</u></p> <p>② <u>コース2のうち、プラン1、プラン2、プラン3、 プラン4、プラン5またはプラン6</u></p> <p><u>(ウ) タイプ3のものうち、以下のものとする。</u></p> <p>① <u>プラン1</u></p> <p>② <u>プラン2</u></p> <p>③ <u>プラン3</u></p> <p>③ 削除</p>		<p>イ (略)</p> <p>(ア)~(イ) (略)</p> <p>③ 削除</p>
(2) 承諾	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>当社は、OCN追加割引の適用を受けることについての申 出があったとしても、この申出を承諾しません。</u></p>	(2) 承諾	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>削除</u></p>
(3) 月極割引の適 用	<p>ア~オ (略)</p> <p>カ エに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は 生じたときはOCN追加割引を廃止します。</p> <p>(ア) 電話等利用契約者からOCN追加割引の廃止の申出があ ったとき。</p> <p>(イ) 第2種OCNに係る契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) <u>その他(2)欄のイに規定する承諾条件を満たさなくなっ たとき。</u></p> <p>キ~シ (略)</p>	(3) 月極割引の適 用	<p>ア~オ (略)</p> <p>カ エに規定するほか、当社は、次のいずれかに該当する場合は 生じたときはOCN追加割引を廃止します。</p> <p>(ア) 電話等利用契約者からOCN追加割引の廃止の申出があ ったとき。</p> <p>(イ) 第2種OCNに係る契約の解除があったとき。</p> <p>(ウ) <u>削除</u></p> <p>キ~シ (略)</p>
8~14 (略)		8~14 (略)	

15 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 I		15 距離段階別・時間帯別の通話料金の月極割引 I	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) 定義等	ア～イ (略)	(1) 定義等	ア～イ (略)
	<p>ウ この月極割引の対象となる通話は、一般通話（ダイヤル通話又はデジタル通信モードに限ります。以下この表において同じとします。）のうち、加入電話等設備に係る一般通話（メンバーズネット機能を利用して行う一般通話及びフリーダイヤル通話を除きます。）、メンバーズネット機能を利用して行う一般通話、又はフリーダイヤル通話であって、次に該当しないものに限ります。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) IP電話設備（当社に係るものであって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話</p> <p>(オ) (略)</p> <p>工 (略)</p>		<p>ウ (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) IP電話設備（当社に係るもの（<u>卸電気通信役務に係るものを含みます。電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するもの</u>）に限る、以下通話料金別表において同じとします。）であって電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を利用するものに限ります。）から行うフリーダイヤル通話</p> <p>(オ) (略)</p> <p>工 (略)</p>
(2)～(4) (略)	(略)	(2)～(4) (略)	(略)
16～95 (略)		16～95 (略)	
第2表～第7表 (略)		第2表～第7表 (略)	
附則		附則	

附 則（令和4年6月8日 PS事推第00928389号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前の通話料金別表（選択制による通話料金の月極割引）の「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅰ（シャベリッチ）」、「特定電話番号等への通話料金の月極割引Ⅱ（シャベリッチプラス）」、「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅰ（ホーム・オフィス割引）」、及び「全時間帯の国内通話及び国際通話の合算による通話料金の月極割引Ⅱ（ホーム・オフィス割引プラス）」の「OCN特別適用」及び「OCN追加割引」に係る「定義等」及び「承諾」の規定については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。